

京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成19年9月28日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第42号

京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則

京都市市税条例施行細則の一部を次のように改正する。

第4条の5第6号中「第83条第1項」を「第134条第1項」に改める。

第4条の8第1項第4号中「第82条の2」を「第124条」に改める。

様式第1号6（第一片）注以外の部分中「各特定信託の各計算期間」を「法人課税信託に係る受託法人の各事業年度」に、「特定信託」を「法人課税信託」に、「又は計算期間」を「又は連結事業年度」に改め、同様式6（第一片）注を削り、同様式6（第二片）中「各特定信託の各計算期間」を「法人課税信託に係る受託法人の各事業年度」に、「特定信託」を「法人課税信託」に、「又は計算期間」を「又は連結事業年度」に改め、「又は郵便局」を削り、同様式6（第三片）中「各特定信託の各計算期間」を「法人課税信託に係る受託法人の各事業年度」に、「特定信託」を「法人課税信託」に、「又は計算期間」を「又は連結事業年度」に改め、同様式7（第二片）中「又は郵便局」を削る。

様式第2号（表面）中「又は郵便局」を削る。

様式第9号の2を次のように改める。

様式第9号の2

市 民 税 の 徴 収 猶 予 の 届 出 書

(あて先) 京都市長		この届出書の基礎となる修正申告書又は更正	事業年度又は連結事業年度	年 月 日から
年 月 日提出			修正申告書の提出年月日	年 月 日まで
主たる事務所又は事業所	所在地	地方税法第15条の4の規定により徴収猶予を受けようとする市民税額	更正年月日	年 月 日
	名称		円	
市内にある主たる事務所又は事業所	代表者の氏名	備考		
	所在地及び電話番号 (電話 -)			
	名称			

注 法人課税信託に係る修正申告書等に係る税額の徴収猶予の届出をする場合は、「名称」の欄に法人課税信託の名称を併記してください。

様式第14号注以外の部分中「計算期間」を「連結事業年度」に改め、同様式注4中「各特定信託の各計算期間」を「法人課税信託に係る受託法人の各事業年度」に、「に特定信託」を「に法人課税信託」に改める。

様式第31号注及び備考以外の部分中「計算期間」を「連結事業年度」に改め、同様式注2中「特定信託の受託者である信託業を行う法人に係る各特定信託の各計算期間」を「法人課税信託に係る受託法人の各事業年度」に、「に特定信託」を「に法人課税信託」に改め、同注3中「、「更正又は決定に係る事業年度又は計算期間」の欄には更正又は決定に係る連結事業年度を」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年9月30日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 様式第1号6(第二片)の改正規定(「又は郵便局」を削る部分に限る。)並びに

同様式 7 及び様式第 2 号の改正規定 平成 19 年 10 月 1 日

(2) 第 4 条の 5 及び第 4 条の 8 の改正規定 学校教育法等の一部を改正する法律 (平成 19 年法律第 96 号) の施行の日

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は, 市長が認めるものに限り, 当分の間, これを使用することができる。

(理財局税務部主税課)